

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

(平成十七年五月二十日 政令第七十八号) (施行日 平成十七年六月一日)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号)

(傍線の部分は改正部分)

<p>改 正 後</p>	<p>目次</p> <p>第一章 放射性同位元素等の定義(第一条・第二条)</p> <p>第二章 許可の申請及び届出(第三条 第十条)</p> <p>第三章 放射性同位元素装備機器の設計の認証等(第十一条 第二十条)</p> <p>第四章 登録認証機関等(第二十一条 第二十九条)</p> <p>第五章 雑則(第三十条・第三十一条)</p> <p>第六章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等(第三十二条 第三十五条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 放射性同位元素等の定義</p> <p>(放射性同位元素)</p> <p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以</p>
<p>改 正 前</p>	<p>目次</p> <p>第一章 放射性同位元素等の定義(第一条 第二条)</p> <p>第二章 許可の申請及び届出(第三条 第十条)</p> <p>第三章 放射線障害防止機構に係る設計の承認等(第十一条 第十七条(五))</p> <p>第四章 雑則(第十八条・第十九条)</p> <p>第五章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等(第二十条 第二十三条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 放射性同位元素等の定義</p> <p>(放射性同位元素)</p> <p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以</p>

下「法」という。(第二条第二項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物(機器に装備されているこれらのものを含む。))で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度がその種類ごとに文部科学大臣が定める数量(以下「下限数量」という。))及び濃度を超えるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

一 原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質及び同条第三号に規定する核原料物質

二 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第一条第一項に規定する医薬品及びその原料又は材料であつて同法第十三条第一項の許可を受けた製造所に存するもの

三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所(次号において「病院等」という。))において行われる薬事法第二条第十五項に規定する治験の対象とされる薬物

四 前二号に規定するもののほか、陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いられる薬物その他の治療又は診断のために医療を受ける者に対し投与される薬物であつて、当該治療又は診断を行う病院等において調剤されるものうち、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して指定するもの

五 薬事法第二条第四項に規定する医療機器で、文部科学大臣が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定するものに装備されているもの

下「法」という。(第二条第二項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物(機器に装備されているこれらのものを含む。))で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度が文部科学大臣が定める数量及び濃度をこえるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

一 原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質及び同条第三号に規定する核原料物質

二 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第一条第一項に規定する医薬品

三 薬事法第二条第四項に規定する医療機器で、文部科学大臣が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定するものに装備されているもの

四 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十九条第一項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別の表示を附された鉍工業品又は放射線障害の防止に関してこれと同等に安全と認められる鉍工業品であつて、文部科学大臣が指定するものに用いられている自発光性の塗料

（放射性同位元素装備機器）

第一条の二 法第二条第三項に規定する政令で定める放射性同位元素装備機器は、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ（ニツケル六十三を装備しているものに限る。第十七条の四において同じ。）とする。

（放射線発生装置）

第二条 法第二条第四項に規定する政令で定める放射線発生装置は、次に掲げる装置（その表面から十センチメートル離れた位置における最大線量当量率が文部科学大臣が定める線量当量率以下であるものを除く。）とする。

- 一 サイクロトロン
- 二 シンクロトロン
- 三 シンクロサイクロトロン
- 四 直線加速装置
- 五 ベータトロン
- 六 ファン・デ・グラーフ型加速装置

（放射線発生装置）

第二条 法第二条第四項に規定する政令で定める放射線発生装置は、次に掲げる装置（その表面から十センチメートル離れた位置における最大線量当量率が文部科学大臣が定める線量当量率以下であるものを除く。）とする。

- 一 サイクロトロン
- 二 シンクロトロン
- 三 シンクロサイクロトロン
- 四 直線加速装置
- 五 ベータトロン
- 六 ファン・デ・グラーフ型加速装置

七 コッククロフト・ワルトン型加速装置

八 その他荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で、放射線障害の防止のため必要と認めて文部科学大臣が指定するもの

第二章 許可の申請及び届出

(使用の許可の申請)

第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める放射性同位元素の数量は、その種類ごとに、密封されたものにあつては下限数量に千を乗じて得た数量とし、密封されていないものにあつては下限数量と同じ数量とする。

2| 法第三条第一項の許可は、工場又は事業所ごとに受けなければならない。

3| 前項の許可を受けようとする者は、予定使用期間を記載した書類その他文部科学省令で定める書類を添えて、申請しなければならない。

(使用の届出)

第四条 法第三条の二第一項の届出は、工場又は事業所ごとにしなけ

七 コッククロフト・ワルトン型加速装置

八 その他荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で、放射線障害の防止のため必要と認めて文部科学大臣が指定するもの

第二章 許可の申請及び届出

(使用の許可の申請)

第三条 法第三条第一項の許可は、工場又は事業所ごとに受けなければならない。

2| 前項の許可を受けようとする者は、予定使用期間を記載した書類その他文部科学省令で定める書類を添えて、申請しなければならない。

(使用の届出)

第四条 法第三条の二第一項及び法第十六条第一項に規定する政令で定める密封された放射性同位元素の数量は、一工場又は一事業所当たりの総量が三・七ギガベクレルとする。

2| 法第三条の二第一項の届出は、工場又は事業所ごとにしなけ

ればならない。

2 前項の届出をしようとする者は、予定使用期間を記載した書類その他文部科学省令で定める書類を添えて、届け出なければならない。

(表示付認証機器の使用をする者の届出)

第五条 法第三条の三第一項の届出は、工場又は事業所ごとに、かつ、認証番号が同じ表示付認証機器ごとにしなければならない。

(販売及び賃貸の業の届出)

第六条 法第四条第一項の届出をしようとする者は、予定事業期間を記載した書類その他文部科学省令で定める書類を添えて、届け出なければならない。

(廃棄の業の許可の申請)

第七条 第三条第二項及び第三項の規定は、法第四条の二第一項の許可の申請について準用する。この場合において、第三条第二項中「工場又は事業所」とあるのは、「廃棄事業所」と、同条第三項中「予定使用期間」とあるのは、「予定事業期間」と読み替えるものとする。

ならない。

3 前項の届出をしようとする者は、予定使用期間を記載した書類その他文部科学省令で定める書類を添えて、届け出なければならない。

(販売及び賃貸の業の許可の申請)

第五条 第三条の規定は、法第四条第一項の許可の申請について準用する。この場合において、第三条第一項中「工場又は事業所」とあるのは、「販売所又は賃貸事業所」と、同条第二項中「予定使用期間」とあるのは、「予定事業期間」と読み替えるものとする。

(廃棄の業の許可の申請)

第六条 第三条の規定は、法第四条の二第一項の許可の申請について準用する。この場合において、第三条第一項中「工場又は事業所」とあるのは、「廃棄事業所」と、同条第二項中「予定使用期間」とあるのは、「予定事業期間」と読み替えるものとする。

(許可使用に係る変更の許可の申請)

第八条 許可使用者は、法第十条第二項の規定による変更の許可を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由

(許可使用に係る変更の許可の申請)

第七条 許可使用者は、法第十条第二項の規定による変更の許可を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由

(許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出)

第八条 法第十条第六項に規定する政令で定める放射性同位元素の数量は、三百七十ギガベクレルとする。

2 法第十条第六項に規定する政令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

- 一 地下検層
- 二 河床洗掘調査
- 三 展覧、展示又は講習のためにする実演
- 四 機械、装置等の更正検査
- 五 物の密度又は質量の調査で文部科学大臣が指定するもの

(許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出)

第九条 法第十条第六項に規定する政令で定める放射性同位元素の数

(販売及び賃貸の業に係る変更の許可の申請)

第九条 第七条の規定は、法第十一条第二項の規定による変更の許可

量は、密封された放射性同位元素について、ミテラベクレルを超える
ない範囲内で放射性同位元素の種類に応じて文部科学大臣が定める
数量とし、同項に規定する政令で定める放射性同位元素の使用の目
的は、次に掲げるものとする。

一 地下検層

二 河床洗掘調査

三 展覧、展示又は講習のためにする実演

四 機械、装置等の校正検査

五 物の密度、質量又は組成の調査で文部科学大臣が指定するもの

2 法第十条第六項に規定する政令で定める放射線発生装置は、次の
各号に掲げるものとし、同項に規定する政令で定める放射線発生装
置の使用の目的は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 直線加速装置（文部科学大臣が定めるエネルギーを超えるエネ
ルギーを有する放射線を発生しないものに限る。） 橋梁又は橋
脚の非破壊検査

二 ベータトロン（文部科学大臣が定めるエネルギーを超えるエネ
ルギーを有する放射線を発生しないものに限る。） 非破壊検査
のうち文部科学大臣が定めるもの

三 コッククロフト・ワルトン型加速装置（文部科学大臣が定める
エネルギーを超えるエネルギーを有する放射線を発生しないもの
に限る。） 地下検層

（廃棄の業に係る変更の許可の申請）

の申請について準用する。この場合において、「工場又は事業所の
名称及び所在地」とあるのは、「販売所又は賃貸事業所の所在地」
と読み替えるものとする。

（廃棄の業に係る変更の許可の申請）

第十条 第八条の規定は、法第十一条第二項の規定による変更の許可の申請について準用する。この場合において、「工場又は事業所の名称及び所在地」とあるのは、「廃棄事業所の所在地」と読み替えるものとする。

第三章 放射性同位元素装備機器の設計の認証等

(設計認証)

第十一条 法第十二条の二第一項の認証は、放射線障害防止のための機能を有する部分の設計、当該設計に合致することの確認の方法又は当該放射性同位元素装備機器の年間使用時間その他の使用、保管若しくは運搬に関する条件（運搬に関する条件にあつては、船舶又は航空機による運搬以外の運搬について定める運搬する物についての措置に係るものに限る。）の異なる放射性同位元素装備機器ごとに受けなければならない。

2 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める数量は、放射性同位元素の種類ごとに、下限数量に千を乗じて得た数量とする。

(特定設計認証)

第十二条 法第十二条の二第二項に規定する政令で定める放射性同位元素装備機器は、次に掲げるものとする。

- 一 煙感知器
- 二 レーダー受信部切替放電管

第十条 第七条の規定は、法第十一条の二第二項の規定による変更の許可の申請について準用する。この場合において、「工場又は事業所の名称及び所在地」とあるのは、「廃棄事業所の所在地」と読み替えるものとする。

第三章 放射線障害防止機構に係る設計の承認等

(放射線障害防止機構に係る設計の承認)

第十一条 法第十二条の二第一項の承認は、放射線障害防止機構に係る設計ごとに受けなければならない。

(技術上の基準)

第十二条 法第十二条の三に規定する政令で定める放射線障害の防止のための設計に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 放射性同位元素が容易に脱落するおそれのない構造その他文部科学大臣が定める基準に適合する構造を有する放射線障害防止機

三 その他その表面から十センチメートル離れた位置における一センチメートル線量当量率がマイクロシーベルト毎時以下の放射性同位元素装備機器であつて文部科学大臣が指定するもの

2 前条第一項の規定は、法第十二条の二第二項の規定による認証について準用する。

(施設検査等を要しない放射性同位元素等)

第十三条 法第十二条の八第一項に規定する政令で定める放射性同位元素は、放射性同位元素を密封した物一個当たりの数量が十テラベクレル未満のものとする。ただし、放射性同位元素装備機器に装備されているものにあつては一台に装備されている放射性同位元素の総量が十テラベクレル未満のものとする。

2 法第十二条の八第一項に規定する政令で定める貯蔵能力は、密封されていない放射性同位元素にあつてはその種類ごとに下限数量に十万を乗じて得た数量とし、密封された放射性同位元素にあつては十テラベクレルとする。

(定期検査の期間)

構であること。

二 ステンレス鋼その他の文部科学大臣が定める材料を使用する放射線障害防止機構であること。

三 文部科学大臣が定める基準に適合する性能(しゃへい、密封、耐熱その他の文部科学大臣が定める事項に係る性能をいう。)を有する放射線障害防止機構であること。

四 その他文部科学大臣が定める技術上の基準を満たす放射線障害防止機構であること。

(施設検査を要する貯蔵施設の貯蔵能力)

第十三条 法第十二条の八第一項及び第二項に規定する政令で定める貯蔵能力は、密封された放射性同位元素にあつては三十七テラベクレル、密封されていない放射性同位元素にあつては七百四十メガベクレルとする。

(定期検査を要する貯蔵施設の貯蔵能力)

第十四条 法第十二条の九第一項及び第二項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 特定許可使用者（密封された放射性同位元素又は放射線発生装置のみの使用をするものを除く。）及び許可廃棄業者 設置施設検査（法第十二条の八第一項又は第二項の規定により使用施設等又は廃棄物詰替施設等を設置したときに受ける検査をいう。以下同じ。）に合格した日又は前回の定期検査を受けた日から三年以内
- 二 特定許可使用者（前号に掲げる者を除く。） 設置施設検査

に合格した日又は前回の定期検査を受けた日から五年以内

（定期確認の期間）

第十五条 法第十二条の十に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 特定許可使用者（密封された放射性同位元素又は放射線発生装置のみの使用をするものを除く。）及び許可廃棄業者 設置施設検査に合格した日又は前回の定期確認を受けた日から三年以内
- 二 特定許可使用者（前号に掲げる者を除く。） 設置施設検査に合格した日又は前回の定期確認を受けた日から五年以内

第十四条 法第十二条の九第一項及び第二項に規定する政令で定める貯蔵能力は、密封された放射性同位元素にあつては百十一テラベクレル、密封されていない放射性同位元素にあつては七百四十メガベクレルとする。

（密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力の算定）

第十五条 前二条に規定する密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力は、貯蔵施設に貯蔵する放射性同位元素の種類ごとの数量に文部科学大臣が当該種類ごとに定める数値を乗じて得た数量を合計して算定するものとする。

（定期検査の期間）

第十六条 法第十二条の九第一項から第三項までに規定する政令で定

める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 密封されていない放射性同位元素に係る貯蔵能力が第十四条に定める貯蔵能力以上である貯蔵施設を使用する許可使用者、販売業者若しくは賃貸業者又は廃棄業者 施設検査に合格した日又は定期検査を受けた日からそれぞれ二年を経過した日以後一年以内の間

二 その他の者 施設検査に合格した日又は定期検査を受けた日からそれぞれ四年を経過した日以後一年以内の間

2 前項に規定する施設検査は、同項各号に掲げる者がそれぞれ法第十條第二項、第十一條第二項又は第十一條の二第二項の許可を受けて使用施設等、詰替施設等又は廃棄物詰替施設等の位置等の変更をする場合におけるこれらの施設に係る施設検査を除くものとする。

(運搬に関する確認を要する場合)

第十七條 法第十八條の二第二項に規定する政令で定める場合は、放射線障害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物として文部科学省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認(運搬する物に係る確認を除く。))を要する場合にあつては、国土交通省令(で定めるものを運搬する場合とする。

(都道府県公安委員会への届出を要する場合)

(運搬に関する確認を要する場合)

第十六條 法第十八條第二項に規定する政令で定める場合は、放射線障害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物として文部科学省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認(運搬する物に係る確認を除く。))を要する場合にあつては、国土交通省令(で定めるものを運搬する場合とする。

(都道府県公安委員会への届出を要する場合)

第十七条 前条の規定は、法第十八条第五項に規定する政令で定める場合について準用する。

(都道府県公安委員会の間の連絡)

第十八条 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係都道府県公安委員会（以下この条において「関係公安委員会」という。）は、次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下この号において「出発地公安委員会」という。）以外の関係公安委員会にあつては、出発地公安委員会を通じて、法第十八条第五項の届出の受理及び同条第六項の指示を行うこと。

二 法第十八条第六項の指示を行おうとするときは、あらかじめ、当該指示の内容を他の関係公安委員会に通知すること。

- 三 前二号に定めるもののほか、当該運搬について、放射線障害を防止して公共の安全を確保するため、他の関係公安委員会と緊密な連絡を保つこと。

(廃棄に関する確認を要する場合)

第十九条 法第十九条の二第一項に規定する政令で定める場合は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物をこれらの廃棄施設に廃棄する場合及び法第三十条の二第一項第二号に該当してこれらの海洋投棄をする場合以外の場合とする。

第十七条の二 前条の規定は、法第十八条の二第五項に規定する政令で定める場合について準用する。

(都道府県公安委員会の間の連絡)

第十七条の二の二 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係都道府県公安委員会（以下この条において「関係公安委員会」という。）は、次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下この号において「出発地公安委員会」という。）以外の関係公安委員会にあつては、出発地公安委員会を通じて、法第十八条の二第五項の届出の受理及び同条第六項の指示を行うこと。

二 法第十八条の二第六項の指示を行おうとするときは、あらかじめ、当該指示の内容を他の関係公安委員会に通知すること。

- 三 前二号に定めるもののほか、当該運搬について、放射線障害を防止して公共の安全を確保するため、他の関係公安委員会と緊密な連絡を保つこと。

(廃棄に関する確認を要する場合)

第十七条の三 法第十九条の二に規定する政令で定める場合は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物をこれらの廃棄施設に廃棄する場合及び法第三十条の二第一項第二号に該当してこれらの海洋投棄をする場合以外の場合とする。

(測定等を要しない表示付放射性同位元素装備機器)

第十七条の四 法第二十条第二項、第二十二條及び第三十四條第一項に規定する政令で定める表示付放射性同位元素装備機器は、法第十二條の四第二項の規定により表示が付されているガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタとする。

(第二種放射線取扱主任者免状の区分)

第十七条の五 法第三十五條第三項に規定する政令で定める区分は、第二種放射線取扱主任者免状(一般)及び特定の放射性同位元素装備機器名を明示した第二種放射線取扱主任者免状(放射性同位元素装備機器名)とする。

2 前項の第二種放射線取扱主任者免状(一般)は、文部科学大臣の行う第二種放射線取扱主任者試験に合格し、かつ、文部科学大臣の行う講習を修了した者に対し交付する。

3 第一項の第二種放射線取扱主任者免状(放射性同位元素装備機器名)は、文部科学大臣の行う講習のみを修了した者に対し交付するものとし、当該第二種放射線取扱主任者免状に明示する放射性同位元素装備機器名は、当該講習において受講の対象とされた放射性同位元素装備機器の名称とする。

(廃棄物埋設地等の譲受けの許可の申請)

第二十条 法第二十六條の四第一項の許可を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を文

部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 廃棄事業所の所在地
- 四 廃棄の方法
- 五 廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造及び設備
- 六 埋設を行う放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の性状及び量
- 七 放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置

第四章 登録認証機関等

(登録認証機関等の登録の更新)

第二十一条 法第四十一条の第二項（法第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十八、第四十一条の三十二及び第四十一条の三十八において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

(登録検査機関の登録等に関する読替え)

第二十二條 法第四十一條の十六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十條	前條	第四十一條の十五
第四十一條第二項、 第四十一條の二第一 項並びに第四十一條 の十四第一項及び第 二項	第十二條の二第一項	第十二條の八第一項

(登録定期確認機関の登録等に関する読替え)

第二十三條 法第四十一條の十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十條	前條	第四十一條の十七
第四十一條第二項、 第十二條の二第一項	第十二條の十	

第四十一条の二第一項並びに第四十一条の十四第一項及び第二項		
-------------------------------	--	--

(登録運搬方法確認機関の登録等に関する読替え)

第二十四条 法第四十一条の二十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の十九
第四十一条第二項、第四十一条の二第一項並びに第四十一条の十四第一項及び第二項	第十二条の二第二項の	第十八条第二項の登録運搬方法確認機関に係る

(登録運搬物確認機関の登録等に関する読替え)

第二十五条 法第四十一条の二十二の規定による技術的読替えは、次

の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の二十一
第四十一条第二項、 第四十一条の二第一 項並びに第四十一条 の十四第一項及び第 二項	第十二条の二第二項 の	第十八条第二項の登録運 搬物確認機関に係る

(登録埋設確認機関の登録等に関する読替え)

第二十六条 法第四十一条の二十四の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の二十三
第四十一条第二項、 第四十一条の二第一	第十二条の二第二項	第十九条の二第二項

項並びに第四十一条の十四第一項及び第二項		
----------------------	--	--

(登録試験機関の登録等に関する読替え)
 第二十七条 法第四十一条の二十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の二十五
第四十一条第二項、 第四十一条の第二 項並びに第四十一 条の十四第一項及 び第二項	第十二条の第二 項の	第三十五条第二 項の登録試験機 関に係る
第四十一条の第二 項	前二条	第四十一条の二 十六並びに第 四十一条の二 十八において 準用する第四 十条及び第四 十一条第二項

(登録資格講習機関の登録等に関する読替え)

第二十八条 法第四十一条の三十二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の二十九
第四十一条第二項、 第四十一条の二第一 項並びに第四十一条 の十四第一項及び第 二項	第十二条の二第一項 の	第三十五条第二項の登録 資格講習機関に係る
第四十一条の二第二 項	前条	第四十一条の三十並びに 第四十一条の三十二にお いて準用する第四十条及 び第四十一条第二項

(登録定期講習機関の登録等に関する読替え)

第二十九条 法第四十一条の三十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の三十三
第四十一条第二項、 第四十一条の二第一 項及び第四十一条の 十四第二項	第十二条の二第一項	第三十六条の二第一項
第四十一条の二第二 項	前一条	第四十一条の三十四並び に第四十一条の三十八に おいて準用する第四十条 及び第四十一条第二項
第四十一条の十一及 び第四十一条の十二 第三号	設計認証等のための 審査	定期講習
第四十一条の十二第 二号	第四十一条の四、第 四十一条の六、第四	第四十一条の三十七又は 第四十一条の三十八にお

		十一條の七第一項又は次条	いて準用する第四十一條の四、第四十一條の七第一項若しくは次条
第四十一條の十二第三号	第四十一條の五第一項	認可を受けた設計認 証業務規程	第四十一條の三十六第一項
第四十一條の十二第四号	第四十一條の五第三項、第四十一條の八第二項、第四十一條の十又は前条	届け出た定期講習業務規程	第四十一條の三十八において準用する第四十一條の十又は前条

第五章 雑則

(放射線検査官の定数及び資格)

第三十條 放射線検査官の定数は、二十一人とする。

2 放射線検査官は、放射線障害の防止について相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

第四章 雑則

(放射線検査官の定数及び資格)

第十八條 放射線検査官の定数は、二十一人とする。

2 放射線検査官は、放射線障害の防止について相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

(手数料)

第三十一条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
一 法第三条第一項本文又は第四条の二第一項の許可を受けようとする者	十七万九千円(電子申請等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律)平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。) 。)による場合に あつては、十七万七千八百円)
二 法第十条第二項又は第十一条第二項の許可	九万六千六百円)

(手数料)

第十九条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
一 法第三条第一項、第四条第一項又は第四条の二第一項の許可を受けようとする者	十九万三百円
二 法第十条第二項、第十一条第二項又は第十	

<p>蔵能力が下限数量に五十万を乗じて得た数量以上百万を乗じて得た数量未満のものは放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものをしようとする者（八に該当するものを除く。）</p>	<p>三十四万七千七百円</p>
<p>八 法第十条第二項又は第十一条第二項の許可を受けてその位置等の変更をした使用施設等又は廃棄物詰替施設等の使用をしようとする者</p>	<p>二十四万八千三百円</p>
<p>二 その他の者</p>	<p>二十四万八千三百円</p>
<p>五 定期検査を受けようとする者</p>	<p>円</p>
<p>イ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が十ペタベクレル以上、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に百万を乗じて得た数量以上のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが一ギガ電子ボルト以上のものの使用をしようとする者</p>	<p>五十二万千八百円</p>

<p>てはその貯蔵能力（第十五条の規定により算定した貯蔵能力をいう。）が一・八五ギガベクレル以上三・七ギガベクレル未満のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものをしようとする者（八に該当するものを除く。）</p>	<p>三十五万八百円</p>
<p>八 法第十条第二項、第十一条第二項又は第十一条の二第二項の許可を受けてその位置等の変更をした使用施設等、詰替施設等又は廃棄物詰替施設等を使用しようとする者</p>	<p>二十五万五百円</p>
<p>二 その他の者</p>	<p>二十五万五百円</p>
<p>六 定期検査を受けようとする者</p>	<p>円</p>
<p>イ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が三・七ペタベクレル以上、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力（第十五条の規定により算定した貯蔵能力をいう。）が三・七ギガベクレル以上のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが一ギガ電子ボルト以</p>	<p>五十二万六千二百円</p>

<p>ロ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が一ペタベクレル以上十ペタベクレル未満、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に五十万を乗じて得た数量以上百万を乗じて得た数量未満のものは放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものを使用しようとする者</p>	<p>円 三十四万七千七百</p>
<p>ハ その他の者</p>	<p>円 二十四万八千三百</p>
<p>六 定期確認を受けようとする者</p>	<p>円 </p>
<p>イ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が十ペタベクレル以上、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に百万を乗じて得た数量以上のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが一ギガ電子ボルト以上のものを使用しようとする者</p>	<p>円 五十一万八千六百</p>

<p>上のものを使用しようとする者</p> <p>ロ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が三百七十テラベクレル以上三・七ペタベクレル未満、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力(第十五条の規定により算定した貯蔵能力をいう。)が一・八五ギガベクレル以上三・七ギガベクレル未満のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものを使用しようとする者</p>	<p>円 三十五万八百円 二十五万五百円</p>
<p>ハ その他の者</p>	<p>円 </p>

ロ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が一ペタベクレル以上十ペタベクレル未満、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に五十万を乗じて得た数量以上百万を乗じて得た数量未満のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものの使用をしようとする者	三十四万五千五百円
ハ その他の者	二十四万六千八百円
七 法第十八条第二項の運搬方法確認を受けようとする者	十四万二千三百円
ハ 法第十八条第二項の運搬物確認を受けようとする者 イ 法第十八条第三項の承認を受けた容器（以下「承認容器」という。）以外の容器の使用により放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬しようとする者	四十六万六千百円 （電子申請等による場合にあつては、四十六万四千九百円）
ロ 承認容器の使用により一ペタベクレルを超える放射性同位元素を運搬しようとする者	四十六万四千九百円
七 法第十八条の第二項の文部科学大臣の確認を受けようとする者 イ 承認容器以外の容器の使用により放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬しようとする者	四十五万八千六百円
ロ 承認容器の使用により七百七十七テラベクレルを超える放射性同位元素を運搬しようとする者	四十五万八千六百円

者	十三万千円
八 承認容器の使用により一ペタベクレル以下の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬しようとする者	三万三千円
九 法第十八条第三項の承認を受けようとする者	六万六千五百円（電子申請等による場合にあつては、六万五千三百円）
十 法第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者試験を受けようとする者	一万三千五百円
十一 法第三十五条第三項の第二種放射線取扱主任者試験を受けようとする者	九千七百円
十二 法第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者講習を受けようとする者	十六万二千円
十三 法第三十五条第三項の第二種放射線取扱主任者講習を受けようとする者	十万九千七百円
十四 法第三十五条第四項の第三種放射線取扱主任者講習を受けようとする者	十万七千七百円
十五 放射線取扱主任者免状の交付又は再交付	三千五百円（電子）

うとする者	十三万六千四百円
八 承認容器の使用により七百七十七テラベクレル以下の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬しようとする者	三万四千五百円
八 法第十八条の二第二項の国土交通大臣の承認を受けようとする者	十四万二千三百円
九 法第十八条の二第三項の承認を受けようとする者	六万五千五百円
十 法第三十五条第二項の放射線取扱主任者試験を受けようとする者	一万四千八百円
十一 法第三十五条第三項の放射線取扱主任者試験を受けようとする者	九千九百円
十二 法第三十五条第二項の講習を受けようとする者	十六万二千円
十三 法第三十五条第三項の講習であつて第十条の五第二項に定めるものを受けようとする者	十万九千七百円
十四 放射線取扱主任者免状の交付又は再交付	

を受けようとする者	申請等による場合に あつては、三千 三百円)
十六 法第三十六条の二第一項の講習を受けようとする者	二万二千四百円
十七 法第三十六条の三第一項の研修を受けようとする者	別に政令で定める額

2 法第四十九条第二項に規定する政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。

- 一 独立行政法人消防研究所
- 二 独立行政法人酒類総合研究所
- 三 独立行政法人国立科学博物館
- 四 独立行政法人物質・材料研究機構
- 五 独立行政法人放射線医学総合研究所
- 六 独立行政法人国立美術館
- 七 独立行政法人国立博物館
- 八 独立行政法人文化財研究所
- 九 独立行政法人産業医学総合研究所
- 十 独立行政法人農林水産消費技術センター
- 十一 独立行政法人農薬検査所
- 十二 独立行政法人さけ・ます資源管理センター
- 十三 独立行政法人水産大学校

を受けようとする者	三千六百円
十五 研修を受けようとする者	別に政令で定める額

2 法第四十九条第三項に規定する政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。

- 一 独立行政法人消防研究所
- 二 独立行政法人酒類総合研究所
- 三 独立行政法人国立科学博物館
- 四 独立行政法人物質・材料研究機構
- 五 独立行政法人放射線医学総合研究所
- 六 独立行政法人国立美術館
- 七 独立行政法人国立博物館
- 八 独立行政法人文化財研究所
- 九 独立行政法人産業医学総合研究所
- 十 独立行政法人農林水産消費技術センター
- 十一 独立行政法人農薬検査所
- 十二 独立行政法人さけ・ます資源管理センター
- 十三 独立行政法人水産大学校

- 十四 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構
- 十五 独立行政法人農業生物資源研究所
- 十六 独立行政法人農業環境技術研究所
- 十七 独立行政法人農業工学研究所
- 十八 独立行政法人食品総合研究所
- 十九 独立行政法人国際農林水産業研究センター
- 二十 独立行政法人森林総合研究所
- 二十一 独立行政法人水産総合研究センター
- 二十二 独立行政法人産業技術総合研究所
- 二十三 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 二十四 独立行政法人交通安全環境研究所
- 二十五 独立行政法人海上技術安全研究所
- 二十六 独立行政法人海技大学校
- 二十七 独立行政法人国立環境研究所
- 二十八 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 二十九 独立行政法人国立病院機構

第六章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

(取締官)

第三十二条 法第六十二条第一項の政令で定める者は、警察官及び海上保安官とする。

- 十四 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構
- 十五 独立行政法人農業生物資源研究所
- 十六 独立行政法人農業環境技術研究所
- 十七 独立行政法人農業工学研究所
- 十八 独立行政法人食品総合研究所
- 十九 独立行政法人国際農林水産業研究センター
- 二十 独立行政法人森林総合研究所
- 二十一 独立行政法人水産総合研究センター
- 二十二 独立行政法人産業技術総合研究所
- 二十三 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 二十四 独立行政法人交通安全環境研究所
- 二十五 独立行政法人海上技術安全研究所
- 二十六 独立行政法人海技大学校
- 二十七 独立行政法人国立環境研究所
- 二十八 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 二十九 独立行政法人国立病院機構

第五章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

(取締官)

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める者は、警察官及び海上保安官とする。

(担保金の額に関する基準)

第三十三條 法第六十二條第三項の基準は、違反の類型、その罪につき定められた刑、違反の程度、違反の回数等を考慮して定めなければならない。

(担保金等の提供)

第三十四條 担保金(担保金の提供を保証する書面(以下「保証書」という。))に記載されているところに従つて提供されるものを除く。第一号において同じ。)(又は保証書は、次に掲げるところに従つて提供されなければならない。

一 担保金にあつては、法第六十二條第一項の規定による告知があつた日の翌日から起算して十日以内(取締官がやむを得ない事由があると認めて当該告知があつた日の翌日から起算して二十日を超えない範囲内において当該期間を延長したときは、その期間内)(に、同項に規定する違反者又は同項に規定する事件に係る船舶の船長その他主務大臣が担保金を提供する者として適当と認める者から、本邦通貨で提供されること。

二 保証書にあつては、次に掲げる要件に適合するものが前号の期間内に提供されること。

イ 当該保証書が提供された日の翌日から起算して一月以内に本邦通貨で担保金が提供されることを保証するものであり、かつ、当該保証書に記載されているところに従つて担保金が確実に提供されると認められるものであること。

(担保金の額に関する基準)

第二十一條 法第六十一條第三項の基準は、違反の類型、その罪につき定められた刑、違反の程度、違反の回数等を考慮して定めなければならない。

(担保金等の提供)

第二十二條 担保金(担保金の提供を保証する書面(以下「保証書」という。))に記載されているところに従つて提供されるものを除く。第一号において同じ。)(又は保証書は、次に掲げるところに従つて提供されなければならない。

一 担保金にあつては、法第六十一條第一項の規定による告知があつた日の翌日から起算して十日以内(取締官がやむを得ない事由があると認めて当該告知があつた日の翌日から起算して二十日を超えない範囲内において当該期間を延長したときは、その期間内)(に、同項に規定する違反者又は同項に規定する事件に係る船舶の船長その他主務大臣が担保金を提供する者として適当と認める者から、本邦通貨で提供されること。

二 保証書にあつては、次に掲げる要件に適合するものが前号の期間内に提供されること。

イ 当該保証書が提供された日の翌日から起算して一月以内に本邦通貨で担保金が提供されることを保証するものであり、かつ、当該保証書に記載されているところに従つて担保金が確実に提供されると認められるものであること。

□ 当該保証書に係る担保金を提供する者が前号に規定する者に
該当するものであること。

2 前項第一号及び第二号イの期間の末日が日曜日若しくは土曜日、
国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定す
る休日又は一月二日、同月三日若しくは十二月三十一日に当たると
きは、その日は、当該期間に算入しない。

(主務大臣及び主務省令)

第三十五条 法第六十二条第二項、第六十三条第一項及び第六十四条
第一項並びに前条第一項における主務大臣は、警察官に係る事件に
ついては内閣総理大臣、海上保安官に係る事件については国土交通
大臣とし、法第六十二条第三項における主務大臣は、内閣総理大臣
、文部科学大臣及び国土交通大臣とする。

2 法第六十五条における主務省令は、内閣府令・国土交通省令とす
る。

□ 当該保証書に係る担保金を提供する者が前号に規定する者に
該当するものであること。

2 前項第一号及び第二号イの期間の末日が日曜日若しくは土曜日、
国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定す
る休日又は一月二日、同月三日若しくは十二月三十一日に当たると
きは、その日は、当該期間に算入しない。

(主務大臣及び主務省令)

第二十三条 法第六十一条第二項、第六十二条第一項及び第六十三条
第一項並びに前条第一項における主務大臣は、警察官に係る事件に
ついては内閣総理大臣、海上保安官に係る事件については国土交通
大臣とし、法第六十一条第三項における主務大臣は、内閣総理大臣
、文部科学大臣及び国土交通大臣とする。

2 法第六十四条における主務省令は、内閣府令・国土交通省令とす
る。